

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

三重厚生年金 事案 1874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和56年3月20日にA社C支店から同社B支店へ転勤となった。転勤先において資格取得日を誤って同年4月1日として届け出たため、空白期間が生じている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年3月20日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和56年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該事業所が保管している年金資格取得年月日一覧表における資格取得日が昭和56年4月1日となっており、申立てどおりの届出は行っていないと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月頃から 44 年 9 月頃まで
② 昭和 47 年 2 月頃から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 55 年 1 月頃から同年 3 月 3 日まで
④ 昭和 57 年 6 月 21 日から 60 年 3 月頃まで
⑤ 昭和 61 年 12 月 28 日から平成元年 8 月 5 日まで

私は、転々と職場を変わっているが、年金事務所で話を聞くと、申立期間の記録が抜けているように思う。詳しい期間については覚えが無いが、申立期間について調査し、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、申立人が同社の所在地として地名を挙げたB市内では、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、同市を管轄する法務局に照会しても、当該事業所に係る法人登記簿謄本は確認できないとの回答であった。

また、B市内に所在し、A社と事業所名が類似する「C社」の健康保険厚生年金保険被保険者原票についても調査したが、申立期間①について、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、D社から商号変更しているE社に照会したところ、「申立てどおりの届出を行ったか、保険料控除を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人のD社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料等を得ることはできなかった。

また、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②について、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、

申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が申立期間②中の昭和 47 年 3 月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたと考えられる上、オンライン記録によると、当該期間のうち同年 4 月から同年 8 月までは国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立期間②において申立人の D 社に係る記録は無く、当該期間より後の昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの期間において同社に係る記録が確認できることから、当該期間について、健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の記録は確認できなかった。

申立期間③について、F 社の当時の代表取締役の供述から、勤務時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③から 9 年後の平成元年 6 月 1 日であり、当該期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、F 社は平成 14 年に解散している上、前述の代表取締役も「申立てどおりの届出を行ったか、保険料控除を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の同社における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料等を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について G 社に照会したところ、「書類の保存期間を経過し、当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④について、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間④は国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立期間④において申立人の G 社に係る記録は無く、当該期間より後の昭和 62 年 9 月 5 日から 63 年 9 月 30 日までの期間において同社に係る記録が確認できることから、当該期間についてオンライン記録を調査したが、申立人の記録は確認できなかった。

申立期間⑤について、H 社に照会したが、「申立人は、申立期間⑤においては当社に在籍していない。当時の従業員によると、申立人とは昭和 56 年頃に 1 か月ほど一緒に働いた記憶があるとのことであるが、昭和 56 年当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答しており、申立人の

当該期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立期間⑤において申立人のH社に係る記録は無く、当該期間の一部の期間について同社とは異なる2事業所に係る記録が確認できることから、申立人のこれら2事業所に係るオンライン記録を調査したが、申立人の記録は確認できなかった。

さらに、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間⑤は国民年金保険料の法定免除期間となっていることが確認できる。

上記に加えて、申立人は、申立期間において、一緒に働いていた同僚の氏名を記憶していない上、事業所の当時の従業員からの聴取に対しても匿名を条件としていることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1876 (事案 1425 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から24年3月1日まで

私が、申立期間にA丸に乗船していたことは、前回に提出した船員手帳でも明らかであり、当然、給与から船員保険料を引かれていたはずなので、申立期間について再調査の上、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する船員手帳から、申立期間のうち昭和23年12月17日以降についてはA丸に甲板員として雇用されていることは確認できるものの、船舶所有者名簿によると、同船の船舶所有者であるB(現在は、C社)の船員保険適用年月日は、同年9月1日であり、それ以前については船員保険の適用事業所ではないことが確認できること、ii) 船舶所有者Bの船員保険被保険者名簿で確認できる同僚15人については、連絡先が不明であることから申立ての事実を確認できる供述等を得ることはできない上、申立人が同じ日に乗船したとする同僚については、申立人と同日の昭和24年3月1日に資格取得していることが、当該船員保険被保険者名簿で確認できること、iii) C社に申立人の申立期間に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく、平成23年1月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「申立期間については、給与から船員保険料が控除されていたはずなので、船員保険被保険者で

あったことを認めてほしい。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。